

令和5年1月30日

文部科学大臣 永岡桂子 殿
内閣府特命担当大臣 小倉将信 殿

生徒指導提要改訂版についての所見

名古屋市子どもの権利擁護委員 代表委員	谷口 由希子
代表委員代理	吉住 隆弘
	粕田 陽子
	川口 洋誉
	間宮 静香

名古屋市子どもの権利擁護委員は、令和3年9月3日、文部科学大臣等に対し、「生徒指導提要の改訂にあたっては、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、子どもが権利の主体であること、並びに、年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならないことを明記し、この原理を常に尊重する内容」とすることを意見の趣旨とする「生徒指導提要の改訂に関する意見書」を提出しました。

令和4年12月、文部科学省は生徒指導提要改訂版を公表しました（以下「改訂版」といいます）。改訂版においては、「生徒指導の取り組み上の留意点」として「児童生徒の権利の理解」という項目が新設され、生徒指導を実践する上で、子どもの権利条約の4つの一般原則（差別の禁止、子どもの最善の利益の保障、生命・生存・発達への権利、意見表明権）を理解しておくことが不可欠とされました。また、同項目で、令和4年6月に公布されたことでも基本法にも触れられ、同法の基本理念の趣旨を理解することが必要とされました。生徒指導において子どもの権利条約の一般原則を理解する必要性が指摘されたことは、子どもの権利が保障される学校・社会の実現に向けた意味ある一歩と評価できます。

一方で、子どもが権利の主体であることについての明記はなく、各論部分においても子どもの権利保障の観点からの記載はありませんでした。生徒指導のあらゆる場面において、子どもの権利保障を出発点として考えること（子どもの権利基盤型アプローチ）が重要であり、今回の改訂版で子どもの権利を保障した生徒指導を行うための指針が十分示されたとは言えません。

2020年度及び2021年度版「名古屋市子どもの権利相談室『なごもっか』活動報告書」の「相談から見えてきた課題」に掲載しているとおり、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」には、不適切な生徒指導により傷ついた子どもたちからの相談が多く寄せられています。子どもの権利保障を前提とした生徒指導が行われるよう、今後も私たちは尽力するとともに、改訂版をきっかけに子どもの権利を基盤とした生徒指導が行われるよう、教職課程における単位化や教員研修の実施など国の積極的な対応を期待します。